新潟市重度障がい者医療費助成規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年１０月　２　日

新潟市長　中原八一

新潟市規則第５０号

新潟市重度障がい者医療費助成規則の一部を改正する規則

新潟市重度障がい者医療費助成規則（昭和５８年新潟市規則第１１号）の一部を次のように改正する。

第６条第３項中「昭和２５年政令第５５号」を「昭和２５年政令第１５５号」に改める。

別表中「１８０円」を「２００円」に、「２４０円」を「２７０円」に、「１００円」を「１２０円」に、「１９０円」を「２２０円」に、「１１０円」を「１３０円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、令和８年６月１日から適用する。

（経過措置）

２　改正後の別表の規定は、令和８年６月１日以後の入院時生活療養費標準負担額から適用し、同年５月３１日以前の入院時生活療養費標準負担額については、なお従前の例による。